

事 務 連 絡
令和6年3月13日

各都道府県 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中
各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中

デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について（その3）

令和6年度以降のワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）の対応等について、「令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について」（令和6年1月19日付けデジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）及び「令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について（その2）」（令和6年2月13日付けデジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）でお示したところです。

これらの VRS の機能縮小等に伴い VRS の利用規約の改定を行うほか、VRS に関する業務をデジタル庁から厚生労働省に移管することとしておりますので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 利用規約の改定

VRS の機能廃止や移管に伴い、別添1及び2のとおり令和6年4月1日付けで「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」（令和4年7月1日改定分）の改定を予定しており、同日に、VRS 自治体メニューの「利用規約」画面に掲載の内容を、改定後の内容に更新いたします。

同画面の「同意」ボタンを押下することで、利用規約に同意したものとみなしますので、各市区町村におかれては、改定内容のご確認や団体内での同意の意思決定等を実施の上、「同意」ボタンの押下をお願いいたします。なお、「同意」ボタンの押下については、別添3をご参照ください。

2. VRS の担当変更

令和6年4月1日から、VRSに関する業務をデジタル庁から厚生労働省に移管します。
これに伴い、令和6年度からVRSの担当が変更となりますので、ご承知おきください。

(1) 変更内容

変更前：デジタル庁国民向けサービスグループ（VRS 担当）

変更後：厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

※令和6年4月1日以降

(2) 問合せ先

① VRS の運用全般に関すること（②に記載するものを除く。）

以下の連絡先「厚生労働省」以降に記載のとおり。

② VRS 用タブレット端末に関すること（変更なし）

電話：0120-063-200

(3) その他

デジタル改革共創プラットフォーム（#デジ_pj_vrs_コロナワクチン）も引き続きご利用いただけますので、団体間の情報交換等にご活用いただければと思います。

以 上

連絡先

デジタル庁

国民向けサービスグループ(VRS 担当)

「デジタル庁 VRS 担当の体制縮小に伴う問合せの受付方法の変更について(その2)」(令和5年7月6日付けデジタル庁国民向けサービスグループ(VRS 担当)事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。

厚生労働省

健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

「厚生労働省健康局予防接種担当参事官室「自治体サポートチーム」の運用変更について(周知)」(令和5年3月 29 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)に基づくお問い合わせをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項

令和6年4月1日

（目的）

第1条 本確認事項（以下「本規約」という。）は、厚生労働省が株式会社ミラボ（以下「ミラボ社」という。）に委託して運営する新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）を市区町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が利用するに際し同意していただくことが必要な事項を定めるものです。

（各主体の契約又は規約上の関係）

第2条 厚生労働省、ミラボ社及び市区町村の契約又は規約上の関係は次のとおりとします。

（1）厚生労働省とミラボ社との関係

厚生労働省は、VRSの運用及び保守をミラボ社に委託する契約（その変更契約を含む。以下「本件業務委託契約」という。）に基づきその業務の監督を行います。

（2）厚生労働省と市区町村との関係

厚生労働省は、本規約及び本件業務委託契約に基づき、ミラボ社に本規約第4条第1項に定めるVRSの各機能（以下「VRSの機能」という。）を市区町村に対して役務として提供させるものとします。

（3）ミラボ社と市区町村との関係

ミラボ社は、本規約及び本件業務委託契約に基づき、VRSを通じて市区町村又は個人から提供を受けた情報の管理を行うものとします。

2 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

（1）個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する「個人情報」をいいます。

（2）特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいいます。

（3）特定個人情報等とは、個人情報及び特定個人情報を総称していいます。

3 市区町村は、本規約の内容を検討し、その内容に同意（法令上必要な決裁手続きを行うことを含みます。）のうえ、VRSを利用するものとします。なお、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、厚生労働省は、厚生労働省がVRSの運用及び保守の業務の委託先としてミラボ社を選定した理由及び本件業務委託契約書（仕様書を含む）の内容の一部等を市区町村の求めに応じ

て示すものとします。追加で情報が必要となる場合は、厚生労働省へお問い合わせください。

(特定個人情報等の取扱いについて)

第3条 厚生労働省、ミラボ社及び市区町村間における特定個人情報等の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 市区町村は、本規約の内容を理解し、その内容に同意のうえ、VRSを通じて、特定個人情報等の取扱いをミラボ社に委託することとします。VRSを通じてミラボ社に提供する特定個人情報等の範囲は、市区町村が判断して決定するものとします。
 - (2) 市区町村は、各種法令等に基づいて対応すべき特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置に関し、特定個人情報等の取扱いを委託したミラボ社を監督するものとします。
 - (3) ミラボ社は、市区町村から別途の指示がない限り、市区町村又は個人から提供を受けた特定個人情報等を本件業務委託契約書（仕様書を含む）に記載される安全管理及び個人情報保護措置の内容に従って行うものとし、VRSの保守運用状況に係る報告書等を市区町村に提供するものとします。ただし、ミラボ社が市区町村に対して負う責任は当該市区町村又は当該市区町村に対し接種証明書の申請を行った個人から提供を受けた特定個人情報等に係る部分に限定されるものとします。また、各市区町村はミラボ社からの報告書等の内容に特段の疑義がない場合には、別途の实地検査及び報告要求を不要とすることができるものとします。
 - (4) 厚生労働省が各市区町村に対してミラボ社から受領するVRSの保守運用状況に係る報告書等を提供した場合には、(3)によるミラボ社から市区町村への報告書等の提出に代えることができるものとします。
 - (5) 市区町村（以下、本号において「住所地市区町村」といいます。）は、あらかじめミラボ社に同意することにより、他の市区町村（以下、本号において「接種地市区町村」という。）から提供される住所地市区町村の住民であって接種地市区町村の接種会場でワクチン接種を受けた者に係る情報を住所地市区町村の情報としてVRSに記録させることができるものとします。この場合、接種地市区町村は住所地市区町村の依頼を受けて情報の登録を行ったものとみなしますが、当該情報に個人番号は含まれないため、番号法における特定個人情報にかかる規定は適用されません。
- 2 市区町村は、本規約への同意により、前項（5）についても同意したものとみなします。

(VRSの機能及びVRSにおいて管理する情報)

第4条 VRSの機能は「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)

への御協力をお願い」(令和3年3月5日付内閣官房IT総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「3月5日事務連絡」という。) 2 ①から⑥までに示されたもの及び接種証明書の発行機能とし、変更がある場合には厚生労働省が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。

- 2 VRSの接種証明書の発行機能により発行する接種証明書は、その接種証明書に記載する接種記録を管理する市区町村を発行者とする証明書として発行するものとします。
- 3 市区町村は、VRSの機能の利用にあたり、3月5日事務連絡別紙1-2に示す項目その他国(厚生労働省に限らない)が示す情報を、VRSにおいて論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。
- 4 市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を厚生労働省に提供することについて、自動で行うことができるVRSの機能を利用することができるものとします。
- 5 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。
- 6 VRSにおいて管理する特定個人情報等について、厚生労働省は第4項に規定する統計情報のみを利用することができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。

(VRSにおいて管理する情報の管理方法)

- 第5条 市区町村は、VRSにおいて、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限を有するものとします。
- 2 VRSの機能において前項の行為を行うことができない場合、市区町村は、厚生労働省に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、厚生労働省は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。
 - 3 市区町村は、VRSにおいて管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。

(厚生労働省の責任)

- 第6条 厚生労働省は、VRSの機能の提供(ミラボ社に委託する事項を含む。)及びVRSの機能の提供のために市区町村に提供する専用端末(以下「VRSタブレット端末」という。)の利用により発生する事故を原因として市区町村又は第三者に発生した損害について、責任を負うものとします。ただし、市区町村(市区町村がVRSの機能を利用させる者を含む。次条及び第8条において同じ。)の故意又は重大な過失による場合を除きます。
- 2 厚生労働省は、市区町村のミラボ社に対する番号法に基づく監督について、第2条

(1) に規定する関係に基づき、協力するものとします。

(情報到達の責任分界点)

第7条 市区町村からVRSへ送信された情報は、当該情報がVRSに記録された時にVRSに到達したものとみなします。

2 VRSから市区町村へ送信された情報は、当該情報が市区町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該市区町村に到達したものとみなします。

(通信経路の責任分界点)

第8条 市区町村・VRS間の通信についてLG-WAN回線を通信経路とする場合における厚生労働省の責任の範囲は、市区町村の回線と厚生労働省の準備した回線の接続地点からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、厚生労働省が責任を負うものとします。

2 市区町村・VRS間の通信についてLG-WAN回線を通信経路とする場合における市区町村の責任の範囲は、市区町村の回線と厚生労働省の準備した回線の接続地点から市区町村までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、市区町村が責任を負うものとします。

3 インターネット回線を通信経路とする場合（VRSタブレット端末から接続する場合に限る。）における厚生労働省の責任の範囲は、VRSタブレット端末からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、厚生労働省が責任を負うものとします。

4 本条の規定は、ミラボ社の責任を免責するものではありません。

(市区町村の責任)

第9条 市区町村は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市区町村の職員その他の市区町村がVRSの機能を利用させる者（以下「システム利用者」という。）のVRSの利用を管理しなくてはならないものとします。

(1) VRSの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること

(2) VRSが不正に利用されることのないよう、3月5日事務連絡その他の国が示す手順に従い、管理するシステム利用者に関するID及びパスワード、その他VRSを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者に適切に管理させること

(3)(2)のほか、情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること

(4)(2)のほか、システム利用者がVRSを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと

2 市区町村は、VRSタブレット端末の返却までの間においては、VRSタブレット端末を善良なる管理者としての注意をもって維持管理するものとします。なお、VRSタブレット端末についての取扱いは、必要に応じて別途合意又は方針を決定するものとします。

(緊急時の措置)

第10条 ミラボ社は、厚生労働省の指示又は国若しくは市区町村の利益のために緊急の必要がある場合、市区町村の同意なく、VRSの全部または一部の機能を停止することがあります。

(その他)

第11条 本規約に記載がない事項又は記載事項の疑義については、厚生労働省は市区町村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。

2 市区町村による本規約への同意は、別途厚生労働省が示す方法により行うこととします。

3 「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（特定個人情報等の提供の運用変更に伴う追加分）」は、廃止とします。

以上

新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項 新旧対照表（令和 6 年 4 月 1 日改定）

新	旧
新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項 <u>令和 6 年 4 月 1 日</u> （目的） 第 1 条 本確認事項（以下「本規約」という。）は、<u>厚生労働省</u>が株式会社ミラボ（以下「ミラボ社」という。）に委託して運営する新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）を市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が利用するに際し同意していただくことが必要な事項を定めるものです。 （各主体の契約又は規約上の関係） 第 2 条 <u>厚生労働省</u>、ミラボ社及び市区町村の契約又は規約上の関係は次のとおりとします。	新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項 <u>令和 4 年 7 月 1 日</u> （目的） 第 1 条 本確認事項（以下「本規約」という。）は、<u>デジタル庁</u>（令和 3 年 8 月 31 日以前においては、<u>内閣官房情報通信技術総合戦略室</u>とし、令和 3 年 9 月 1 日以降においては、<u>デジタル庁</u>とする。以下同じ。）が株式会社ミラボ（以下「ミラボ社」という。）に委託して運営する新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（<u>個人からインターネットを通じて新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の交付申請を受け付け、交付された接種証明書を個人がインターネットを通じて電子ファイルとして取得可能とする機能（以下「電子交付機能」という。）及び個人からコンビニエンスストア等のキオスク端末を通じて接種証明書の交付申請を受け付け、交付された接種証明書を同キオスク端末を通じて個人が取得可能とする機能（以下「コンビニ交付関連機能」という。）を含む。</u>以下「VRS」という。）を市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が利用するに際し同意していただくことが必要な事項を定めるものです。 （各主体の契約又は規約上の関係） 第 2 条 <u>デジタル庁</u>、ミラボ社及び市区町村の契約又は規約上の関係は次のとおりとします。

(1) <u>厚生労働省</u>とミラボ社との関係 厚生労働省は、VRSの<u>運用及び保守</u>をミラボ社に委託する契約（その変更契約を含む。以下「本件業務委託契約」という。）に基づきその業務の監督を行います。 (2) <u>厚生労働省</u>と市区町村との関係 厚生労働省は、<u>本規約及び本件業務委託契約</u>に基づき、ミラボ社に本規約第4条第1項に定めるVRSの各機能（以下「VRSの機能」という。）を市区町村に対して役務として提供させるものとします。 (3) ミラボ社と市区町村との関係 ミラボ社は、<u>本規約及び本件業務委託契約</u>に基づき、VRSを通じて市区町村又は個人から提供を受けた情報の管理を行うものとします。 2 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。 (1) 個人情報とは、「<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。）第2条第1項に規定する「個人情報」をいいます。 (2) 特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいいます。 (3) 特定個人情報等とは、個人情報及び特定個人情報を総称していいます。 3 市区町村は、本規約の内容を検討し、その内容に同意（法令上必要な決	(1) <u>デジタル庁</u>とミラボ社との関係 デジタル庁は、VRSの<u>開発、運用及び保守</u>をミラボ社に委託する契約（その変更契約を含む。以下「本件業務委託契約」という。）<u>及びそれに関連し締結される「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」（その変更の覚書を含む。以下「本覚書」という。）</u>に基づきその業務の監督を行います。 (2) <u>デジタル庁</u>と市区町村との関係 デジタル庁は、<u>本規約、本件業務委託契約及び本覚書</u>に基づき、ミラボ社に本規約第4条第1項に定めるVRSの各機能（以下「VRSの機能」という。）を市区町村に対して役務として提供させるものとします。 (3) ミラボ社と市区町村との関係 ミラボ社は、<u>本規約、本件業務委託契約及び本覚書</u>に基づき、VRSを通じて市区町村又は個人から提供を受けた情報の管理を行うものとします。 2 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。 (1) 個人情報とは、「<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第58号。<u>以下「行政機関保有個人情報保護法」といいます。以下、同じ。</u>）第2条第2項に規定する「個人情報」をいいます。 (2) 特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいいます。 (3) 特定個人情報等とは、個人情報及び特定個人情報を総称していいます。 3 市区町村は、本規約の内容を検討し、その内容に同意（法令上必要な決
--	---

裁手続きを行うことを含みます。)のうえ、V R Sを利用するものとします。なお、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、厚生労働省は、厚生労働省がV R Sの運用及び保守の業務の委託先としてミラボ社を選定した理由及び本件業務委託契約書（仕様書を含む）の内容の一部等を市区町村の求めに応じて示すものとします。追加で情報が必要となる場合は、厚生労働省へお問い合わせください。

(特定個人情報等の取扱いについて)

第3条 厚生労働省、ミラボ社及び市区町村間における特定個人情報等の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 市区町村は、本規約の内容を理解し、その内容に同意のうえ、V R Sを通じて、特定個人情報等の取扱いをミラボ社に委託することとします。V R Sを通じてミラボ社に提供する特定個人情報等の範囲は、市区町村が判断して決定するものとします。
- (2) 市区町村は、各種法令等に基づいて対応すべき特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置に関し、特定個人情報等の取扱いを委託したミラボ社を監督するものとします。
- (3) ミラボ社は、市区町村から別途の指示がない限り、市区町村又は個人から提供を受けた特定個人情報等を本件業務委託契約書（仕様書を含む）に記載される安全管理及び個人情報保護措置の内容に従って行うものとし、V R Sの保守運用状況に係る報告書等を市区町村に提供するものとします。ただし、ミラボ社が市区町村に対して負う責任は当該市区町村又は当該市区町村に対し接種証明書の申請を行った個人から提供を

裁手続きを行うことを含みます。)のうえ、V R Sを利用するものとします。なお、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、デジタル庁は、デジタル庁がV R Sの開発、運用及び保守の業務の委託先としてミラボ社を選定した理由、本件業務委託契約書（仕様書を含む）の内容の一部及び本覚書等を市区町村に対して示すものとします。追加で情報が必要となる場合は、デジタル庁へお問い合わせください。

(特定個人情報等の取扱いについて)

第3条 デジタル庁、ミラボ社及び市区町村間における特定個人情報等の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 市区町村は、本規約の内容を理解し、その内容に同意のうえ、V R Sを通じて、特定個人情報等の取扱い（電子交付機能における番号法上の本人から個人番号の提供を受ける際の本人確認措置を含む。）をミラボ社に委託することとします。V R Sを通じてミラボ社に提供する特定個人情報等の範囲は、市区町村が判断して決定するものとします。
- (2) 市区町村は、各種法令等に基づいて対応すべき特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置に関し、特定個人情報等の取扱いを委託したミラボ社を監督するものとします。
- (3) ミラボ社は、市区町村から別途の指示がない限り、市区町村又は個人から提供を受けた特定個人情報等を本件業務委託契約書（仕様書を含む）及び本覚書に記載される安全管理及び個人情報保護措置の内容に従って行うものとし、V R Sの保守運用状況に係る報告書等を市区町村に提供するものとします。ただし、ミラボ社が市区町村に対して負う責任は当該市区町村又は当該市区町村に対し接種証明書の申請を行った個人

受けた特定個人情報等に係る部分に限定されるものとします。また、各市区町村はミラボ社からの報告書等の内容に特段の疑義がない場合には、別途の実地検査及び報告要求を不要とすることができるものとします。 (4) <u>厚生労働省</u>が各市区町村に対してミラボ社から受領するVRSの保守運用状況に係る報告書等を提供した場合には、(3)によるミラボ社から市区町村への報告書等の提出に代えることができるものとします。 (削除) (5) 市区町村（以下、本号において「<u>住所地市区町村</u>」といいます。）は、あらかじめミラボ社に同意することにより、他の市区町村（以下、本号において「<u>接種地市区町村</u>」という。）から提供される住所地市区町村の住民であって接種地市区町村の接種会場でワクチン接種を受けた者に係る情報を住所地市区町村の情報としてVRSに記録させることができるものとします。この場合、接種地市区町村は住所地市区町村の依頼を受けて情報の登録を行ったものとみなしますが、当該情報に個人番号は含まれないため、番号法における特定個人情報にかかる規定は適用されません。 2 市区町村は、本規約への同意により、前項（5）についても同意したも	から提供を受けた特定個人情報等に係る部分に限定されるものとします。また、各市区町村はミラボ社からの報告書等の内容に特段の疑義がない場合には、別途の実地検査及び報告要求を不要とすることができるものとします。 (4) <u>デジタル庁</u>が各市区町村に対してミラボ社から受領するVRSの保守運用状況に係る報告書等を提供した場合には、(3)によるミラボ社から市区町村への報告書等の提出に代えることができるものとします。 (5) <u>市区町村（以下、本号において「情報保有市区町村」といいます。）は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている情報保有市区町村が保有する特定個人情報等を本人が同意した他の市区町村（以下、本号において「情報照会市区町村」といいます。）へ提供することについて、情報照会市区町村において、本人の同意を確認した旨がVRSに入力されたことをもって、情報保有市区町村は、本人の同意を確認することとし、VRSの機能を活用して情報照会市区町村へ特定個人情報等を提供できるものとします。</u> (6) 市区町村（以下、本号において「<u>住所地市区町村</u>」といいます。）は、あらかじめミラボ社に同意することにより、他の市区町村（以下、本号において「<u>接種地市区町村</u>」という。）から提供される住所地市区町村の住民であって接種地市区町村の接種会場でワクチン接種を受けた者に係る情報を住所地市区町村の情報としてVRSに記録させることができるものとします。この場合、接種地市区町村は住所地市区町村の依頼を受けて情報の登録を行ったものとみなしますが、当該情報に個人番号は含まれないため、番号法における特定個人情報にかかる規定は適用されません。 2 市区町村は、本規約への同意により、前項（5）<u>及び（6）</u>についても
---	---

のとみなします。 (VRS の機能及び VRS において管理する情報) 第 4 条 VRS の機能は「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)への御協力をお願い」(令和 3 年 3 月 5 日付内閣官房 IT 総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「3 月 5 日事務連絡」という。) 2①から⑥までに示されたもの及び接種証明書の発行機能とし、変更がある場合には<u>厚生労働省</u>が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。 2 VRS の接種証明書の発行機能により発行する接種証明書は、その接種証明書に記載する接種記録を管理する市区町村を発行者とする証明書として発行するものとします。 3 市区町村は、VRS の機能の利用にあたり、3 月 5 日事務連絡別紙 1－2 に示す項目その他<u>国</u> (厚生労働省に限らない) が示す情報を、VRS において論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。 4 市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRS に記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を<u>厚生労働省</u>に提供することについて、自動で行うことができる VRS の機能を利用することができるものとします。 5 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。	同意したものとみなします。 (VRS の機能及び VRS において管理する情報) 第 4 条 VRS の機能は「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)への御協力をお願い」(令和 3 年 3 月 5 日付内閣官房 IT 総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「3 月 5 日事務連絡」という。) 2①から⑥までに示されたもの及び接種証明書の発行機能 (<u>電子交付機能・コンビニ交付関連機能を含む。</u>) とし、変更がある場合には<u>デジタル庁</u>が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。 2 VRS の接種証明書の発行機能 (<u>電子交付機能・コンビニ交付関連機能を含む。</u>) により発行する接種証明書は、その接種証明書に記載する接種記録を管理する市区町村を発行者とする証明書として発行するものとします。 3 市区町村は、VRS の機能の利用にあたり、3 月 5 日事務連絡別紙 1－2 に示す項目その他<u>デジタル庁</u>が示す情報を、VRS において論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。 4 市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRS に記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を<u>国</u> (<u>デジタル庁に限らない</u>) 又は<u>都道府県</u>に提供することについて、自動で行うことができる VRS の機能を利用することができるものとします。 5 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。
--	---

6 VRS において管理する特定個人情報等について、<u>厚生労働省</u>は第4項に規定する統計情報のみを利用することができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。 (VRS において管理する情報の管理方法) 第5条 市区町村は、VRS において、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限を有するものとします。 2 VRS の機能において前項の行為が行うことができない場合、市区町村は、<u>厚生労働省</u>に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、<u>厚生労働省</u>は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。 3 市区町村は、VRS において管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。 (<u>厚生労働省</u>の責任) 第6条 <u>厚生労働省</u>は、VRS の機能の提供（ミラボ社に委託する事項を含む。）及びVRS の機能の提供のために市区町村に提供する専用端末（以下「VRS タブレット端末」という。）の利用により発生する事故を原因として市区町村又は第三者に発生した損害について、責任を負うものとします。ただし、市区町村（市区町村がVRS の機能を利用させる者を含む。次条及び第8条において同じ。）の故意又は重大な過失による場合を除きます。 2 <u>厚生労働省</u>は、市区町村のミラボ社に対する番号法に基づく監督につい	6 VRS において管理する特定個人情報等について、<u>国又は都道府県</u>は第4項に規定する統計情報のみを利用することができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。 (VRS において管理する情報の管理方法) 第5条 市区町村は、VRS において、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限を有するものとします。 2 VRS の機能において前項の行為が行うことができない場合、市区町村は、<u>デジタル庁</u>に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、<u>デジタル庁</u>は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。 3 市区町村は、VRS において管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。 (<u>デジタル庁</u>の責任) 第6条 <u>デジタル庁</u>は、VRS の機能の提供（ミラボ社に委託する事項を含む。）及びVRS の機能の提供のために市区町村に提供する専用端末（以下「VRS タブレット端末」という。）の利用により発生する事故を原因として市区町村又は第三者に発生した損害について、責任を負うものとします。ただし、市区町村（市区町村がVRS の機能を利用させる者を含む。次条及び第8条において同じ。）の故意又は重大な過失による場合及び<u>電子交付機能の利用規約・コンビニ交付の本人同意事項の免責事項に列挙されている事項を除きます。</u> 2 <u>デジタル庁</u>は、市区町村のミラボ社に対する番号法に基づく監督につい
---	--

て、第2条（1）に規定する関係に基づき、協力するものとします。 （情報到達の責任分界点） 第7条 市区町村からVRSへ送信された情報は、当該情報がVRSに記録された時にVRSに到達したものとみなします。 2 VRSから市区町村へ送信された情報は、当該情報が市区町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該市区町村に到達したものとみなします。 （通信経路の責任分界点） 第8条 市区町村・VRS間の通信についてLG-WAN回線を通信経路とする場合における厚生労働省の責任の範囲は、市区町村の回線と厚生労働省の準備した回線の接続地点からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、厚生労働省が責任を負うものとします。 2 市区町村・VRS間の通信についてLG-WAN回線を通信経路とする場合における市区町村の責任の範囲は、市区町村の回線と厚生労働省の準備した回線の接続地点から市区町村までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、市区町村が責任を負うものとします。 3 インターネット回線を通信経路とする場合（VRSタブレット端末から接続する場合に限る。）における厚生労働省の責任の範囲は、VRSタブレット端末からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各	て、第2条（1）に規定する関係に基づき、協力するものとします。 （情報到達の責任分界点） 第7条 市区町村からVRSへ送信された情報は、当該情報がVRSに記録された時にVRSに到達したものとみなします。 2 VRSから市区町村へ送信された情報は、当該情報が市区町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該市区町村に到達したものとみなします。 （通信経路の責任分界点） 第8条 市区町村・VRS間の通信についてLG-WAN回線を通信経路とする場合におけるデジタル庁の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、デジタル庁が責任を負うものとします。 2 市区町村・VRS間の通信についてLG-WAN回線を通信経路とする場合における市区町村の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点から市区町村までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、市区町村が責任を負うものとします。 3 インターネット回線を通信経路とする場合（VRSタブレット端末から接続する場合に限る。）におけるデジタル庁の責任の範囲は、VRSタブレット端末からVRSまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各
--	--

規定に基づき免責される場合を除き、<u>厚生労働省</u>が責任を負うものとします。 4 本条の規定は、ミラボ社の責任を免責するものではありません。 (市区町村の責任) 第9条 市区町村は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市区町村の職員その他の市区町村がVRSの機能を利用させる者（以下「システム利用者」という。）のVRSの利用を管理しなくてはならないものとします。 (1) VRSの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること (2) VRSが不正に利用されることのないよう、3月5日事務連絡その他の国が示す手順に従い、管理するシステム利用者に関するID及びパスワード、その他VRSを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者に適切に管理させること (3) (2)のほか、情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること (4) (2)のほか、システム利用者がVRSを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと 2 市区町村は、VRSタブレット端末の返却までの間においては、VRSタブレット端末を善良なる管理者としての注意をもって維持管理するものとします。なお、VRSタブレット端末についての取扱いは、必要に応じて別途合意又は方針を決定するものとします。 (削除)	規定に基づき免責される場合を除き、<u>デジタル庁</u>が責任を負うものとします。 4 本条の規定は、ミラボ社の責任を免責するものではありません。 (市区町村の責任) 第9条 市区町村は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市区町村の職員その他の市区町村がVRSの機能を利用させる者（以下「システム利用者」という。）のVRSの利用を管理しなくてはならないものとします。 (1) VRSの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること (2) VRSが不正に利用されることのないよう、3月5日事務連絡その他の<u>デジタル庁</u>が示す手順に従い、管理するシステム利用者に関するID及びパスワード、その他VRSを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者に適切に管理させること (3) (2)のほか、情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること (4) (2)のほか、システム利用者がVRSを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと 2 市区町村は、VRSタブレット端末の返却までの間においては、VRSタブレット端末を善良なる管理者としての注意をもって維持管理するものとします。なお、VRSタブレット端末についての取扱いは、必要に応じて別途合意又は方針を決定するものとします。 3 <u>市区町村は、電子交付機能・コンビニ交付関連機能を通じて個人から提供を受けた特定個人情報等について、接種種証明書の交付に関する事務に利用する目的以外の目的のために利用しないものとします。</u>
---	---

(緊急時の措置) 第10条 ミラボ社は、<u>厚生労働省</u>の指示又は国若しくは市区町村の利益のために緊急の必要がある場合、市区町村の同意なく、VRSの全部または一部の機能を停止することがあります。 (その他) 第11条 本規約に記載がない事項又は記載事項の疑義については、<u>厚生労働省</u>は市区町村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。 2 市区町村による本規約への同意は、別途<u>厚生労働省</u>が示す方法により行うこととします。 3 「<u>新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（特定個人情報等の提供の運用変更に伴う追加分）</u>」は、<u>廃止とします。</u>	(緊急時の措置) 第10条 ミラボ社は、<u>デジタル庁</u>の指示又は国若しくは市区町村の利益のために緊急の必要がある場合、市区町村の同意なく、VRSの全部または一部の機能を停止することがあります。 (その他) 第11条 本規約に記載がない事項又は記載事項の疑義については、<u>デジタル庁</u>は市区町村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。 2 市区町村による本規約への同意は、別途<u>デジタル庁</u>が示す方法により行うこととします。 (新設)
---	---